

## 精神障害等の労災補償状況

(件)

年 度		昭和 58 ~					
		平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
区 分		(14 年間)					
精 神 障 害	請求件数	93	41	42	155	212	265
	認定件数	9	2	4	14	36	70
う ち 自 殺 (未遂を含む。)	請求件数	49	30	29	93	100	92
	認定件数	4	2	3	11	19	31

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

## 業務上の精神障害等として認定された事案の分析

## 1 業種別

業種	年度	平成 1 1 年 度	平成 1 2 年 度	平成 1 3 年 度
	1 林 業		0	0
2 漁 業		0	1	0
3 鉱 業		0	0	1
4 製 造 業		2	5	16
5 建 設 業		6	10	8
6 運 輸 業		1	2	6
7 電 気・ガ ス・水 道 又 は 熱 供 給 事 業		0	0	1
8 卸 ・ 小 売 業		1	5	9
9 金 融 ・ 保 険 業		0	2	2
10 教 育 ・ 研 究 業		0	0	1
11 保 健 ・ 衛 生 業		0	5	11
12 そ の 他 の 事 業		4	6	15
合 計		14	36	70

注) 業種については、おおむね「日本標準産業分類」により分類し、1～11以外の業種をその他としている。

## 2 職種別

職種	年度	平成 1 1 年 度	平成 1 2 年 度	平成 1 3 年 度
	1 専 門 技 術 職		4	12
2 管 理 職		3	10	15
3 事 務 職		0	2	11
4 販 売 職		1	4	8
5 サ ー ビ ス		1	1	4
6 運 転 手 等		1	0	5
7 技 能 職		4	3	8
8 そ の 他		0	4	3
合 計		14	36	70

注) 職種については、おおむね「日本標準職業分類」により分類し、1～7以外の職種をその他としている。

専門技術職に分類されているのは、情報処理技術者(プログラマー等)、医師・看護婦(士)などであり、技能職に分類されているのは、金属プレス作業や塗装作業などである。

### 3 年齢別

年齢		年度		
		平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度
29	歳 以 下	4	7	24
30	～ 39 歳	3	8	20
40	～ 49 歳	3	11	11
50	～ 59 歳	3	6	11
60	歳 以 上	1	4	4
合 計		14	36	70

### 4 性別

性別	年度		
	平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度
男	12	24	48
女	2	12	22
合 計	14	36	70

### 5 疾病別

疾病分類	年度		
	平成 1 1 年度	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度
F2 精神分裂病、分裂病型障害および妄想型障害	0	0	0
F3 気分（感情）障害	8	19	41
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	6	17	29
合 計	14	36	70

注) 疾病については、国際疾病分類第10回修正第V章「精神および行動の障害」の分類による。